

## 通訳案内士の登録申請について

### ● 申請先・・・沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課（県庁8階）

<提出書類一覧>

電話：098-866-2763

窓口において、本人が申請すること  
※各様式は変更する場合があります。

項目	新規登録	登録事項の変更	再交付	備考
① 申請書	○	○	○	
② 健康診断書	○			医師法による医師免許の交付を受けた者による健康診断書。様式あり。
③ 資格認定試験合格証書の写し	○			合格後、氏名又は本籍地が変更になった場合は、戸籍抄本を添付
④ 履歴書	○			市販のもの可。写真は不要。
⑤ 写真（2枚）	○	○	○	縦3cm×横2.5cm（6ヵ月以内に撮影、無帽・正面・上半身・無背景）
⑥ 宣誓書	○			様式あり。
⑦ 住民票抄本	○			3ヶ月以内に発行されたもの
⑧ 交付済みの登録証		○		
⑨ 登録事項の変更が行われたことを証する書面		○		転居の場合 → 住民票抄本 氏名変更の場合 → 戸籍抄本
⑩ 沖縄県収入証紙	5,100円分	4,000円分	4,000円分	銀行等で販売しています。県庁地下1階の売店でも購入可能。

### 審査事項

#### 1. 欠格事由にあたらぬこと（沖縄振興特別措置法第14条第5項）

- ① 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- ② 沖縄振興特別措置法第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ③ 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ④ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ⑤ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ⑥ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ⑦ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ⑧ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ⑨ 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- ⑩ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

#### 2. 登録の拒否事由にあたらぬこと（沖縄振興特別措置法第14条第7項において準用する通訳案内士法第21条第1項）

- ① 沖縄特例通訳案内士の資格を有していない者・・・合格証書にて確認
- ② 精神の機能の障害により、通訳案内の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者・・・健康診断書にて確認